

新旧対照表

新	旧
<p>○府中市立図書館条例 平成4年3月27日条例第2号 改正 平成20年3月31日条例第23号 平成23年9月22日条例第20号 府中市立図書館条例 (設置) 第1条 市民の教養と文化の発展に寄与するため、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、府中市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。 (位置) 第2条 図書館は、府中市府中町43番地に置く。 (事業) 第3条 図書館は、次に掲げる事業を行うものとする。 (1) 法第3条各号に掲げる事業 (2) 前号に掲げるもののほか、図書館の目的を達成するために必要な事業 (管理) 第4条 図書館の管理は、別に定めるところにより市が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 (開館時間及び休館日) 第5条 図書館の開館時間及び休館日は次のとおりとする。 (1) 開館時間 午前10時から午後6時30分まで (2) 休館日 ア 毎週火曜日（ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和25年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）であるときを除く。） イ 毎月第3日曜日 ウ 図書整理日（毎月末日。ただし、この日が火曜日又は祝日法による休日であるときは、その翌日とする。） エ 特別図書整理期間（9月のうち7日以内） オ 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで</p>	<p>○府中市立図書館条例 平成4年3月27日条例第2号 改正 平成20年3月31日条例第23号 平成23年9月22日条例第20号 府中市立図書館条例 (設置) 第1条 市民の教養と文化の発展に寄与するため、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、府中市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。 (位置) 第2条 図書館は、府中市府中町43番地に置く。 (事業) 第3条 図書館は、次に掲げる事業を行うものとする。 (1) 法第3条各号に掲げる事業 (2) 前号に掲げるもののほか、図書館の目的を達成するために必要な事業 (管理) 第4条 図書館の管理は、別に定めるところにより市が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 (開館時間及び休館日) 第5条 図書館の開館時間及び休館日は次のとおりとする。 (1) 開館時間 午前10時から午後6時30分まで (2) 休館日 ア 毎週火曜日（ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和25年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）であるときを除く。） イ 毎月第3日曜日 ウ 図書整理日（毎月末日。ただし、この日が火曜日又は祝日法による休日であるときは、その翌日とする。） エ 特別図書整理期間（9月のうち7日以内） オ 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで</p>

新	旧
<p>2 指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、前項の開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。 (入館の制限等)</p>	<p>2 指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、前項の開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。 (入館の制限等)</p>
<p>第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館させることができる。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者 (2) 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者 (3) その他管理運営上支障があると認められる者 (損害賠償の義務)</p>	<p>第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館させることができる。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者 (2) 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者 (3) その他管理運営上支障があると認められる者 (損害賠償の義務)</p>
<p>第7条 図書館の建物、設備、備品、資料等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、指定管理者において、正当な理由があると認められるときは、この限りでない。 (図書館協議会)</p>	<p>第7条 図書館の建物、設備、備品、資料等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、指定管理者において、正当な理由があると認められるときは、この限りでない。 (図書館協議会)</p>
<p>第8条 法第14条の規定により、府中市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。 2 協議会の委員の定数は7名以内とし、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに図書館利用者の中から</u>、教育委員会がこれを委嘱する。 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (報酬等)</p>	<p>第8条 法第14条の規定により、府中市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。 2 協議会の委員の定数は7名以内とし、教育委員会がこれを委嘱する。 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (報酬等)</p>
<p>第9条 協議会の委員の報酬は、府中市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年府中市条例第30号）により支給する。 (指定管理者が行う業務)</p>	<p>第9条 協議会の委員の報酬は、府中市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年府中市条例第30号）により支給する。 (指定管理者が行う業務)</p>
<p>第10条 指定管理者は、指定を受けた図書館（以下「指定管理施設」という。）において、次の業務を行うものとする。 (1) 指定管理施設の事業の実施に関する業務 (2) 指定管理施設の利用の制限に関する業務 (3) 指定管理施設の建物並びに設備及び備品の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務 (指定管理者の指定の期間)</p>	<p>第10条 指定管理者は、指定を受けた図書館（以下「指定管理施設」という。）において、次の業務を行うものとする。 (1) 指定管理施設の事業の実施に関する業務 (2) 指定管理施設の利用の制限に関する業務 (3) 指定管理施設の建物並びに設備及び備品の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務 (指定管理者の指定の期間)</p>
<p>第11条 指定管理者が指定管理施設の管理を行う期間は、指定を受けた日の属</p>	<p>第11条 指定管理者が指定管理施設の管理を行う期間は、指定を受けた日の属</p>

新	旧
<p>する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、その日）から起算して5年間とする。ただし、指定期間満了後の再指定を妨げない。</p> <p>2 指定管理者が指定を受けた日が4月2日以後で、指定を受けた日の属する年度に係る指定管理施設の管理を行う場合においては、前項の規定にかかわらず、当該年度の3月31日までを1年間とみなす。</p> <p>3 府中市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年府中市条例第34号）第11条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合において、新たに指定する指定管理者の指定の期間は、前2項の規定にかかわらず、取消しを受けた指定管理者の残りの期間とする。</p> <p>（委任）</p> <p>第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>附 則 この条例は、平成4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成20年3月31日条例第23号） この条例は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成23年9月22日条例第20号抄） この条例は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年3月14日条例第17号） この条例は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p>する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、その日）から起算して3年間とする。ただし、指定期間満了後の再指定を妨げない。</p> <p>2 指定管理者が指定を受けた日が4月2日以後で、指定を受けた日の属する年度に係る指定管理施設の管理を行う場合においては、前項の規定にかかわらず、当該年度の3月31日までを1年間とみなす。</p> <p>3 府中市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年府中市条例第34号）第11条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消した場合において、新たに指定する指定管理者の指定の期間は、前2項の規定にかかわらず、取消しを受けた指定管理者の残りの期間とする。</p> <p>（委任）</p> <p>第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>附 則 この条例は、平成4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成20年3月31日条例第23号） この条例は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成23年9月22日条例第20号） この条例は、平成24年4月1日から施行する。</p>